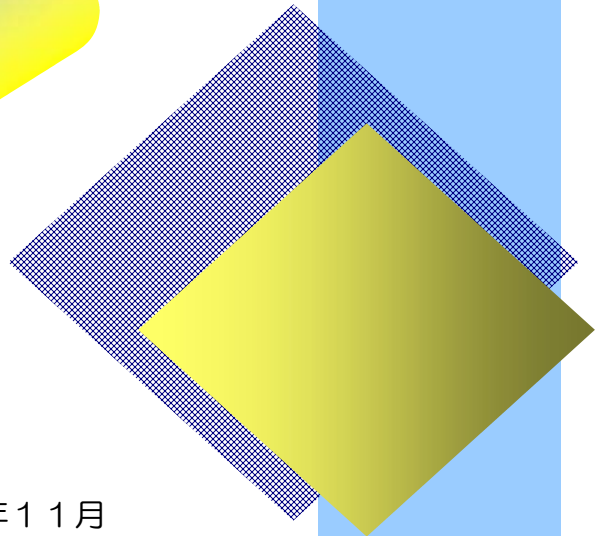
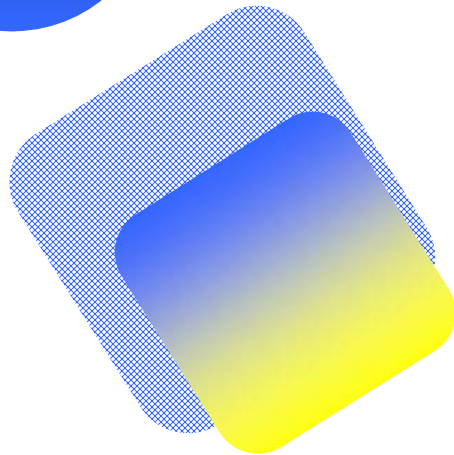




海老名市

自治基本条例の解説



平成19年11月

企画部企画政策課

【目次】	(頁)
1. 条例制定の意義について	p 1～
(1) 自治基本条例制定の背景・必要性	
(2) 自治基本条例とは	
(3) 条例制定の効果	
2. 条例の構成について	p 4～
(1) 条例の構成図	
(2) 条例の全文	
3. 条例の逐条解説	p 9～
前文	
第1章（総則）	
第2章（自治の基本理念及び市政運営の基本原則）	
第3章（市民）	
第4章（市議会）	
第5章（行政）	
第6章（行財政の制度と運用）	
第7章（連携等）	
4. 条例制定までの検討経緯	p 33～

1 条例制定の意義について

(1) 自治基本条例制定の背景・必要性

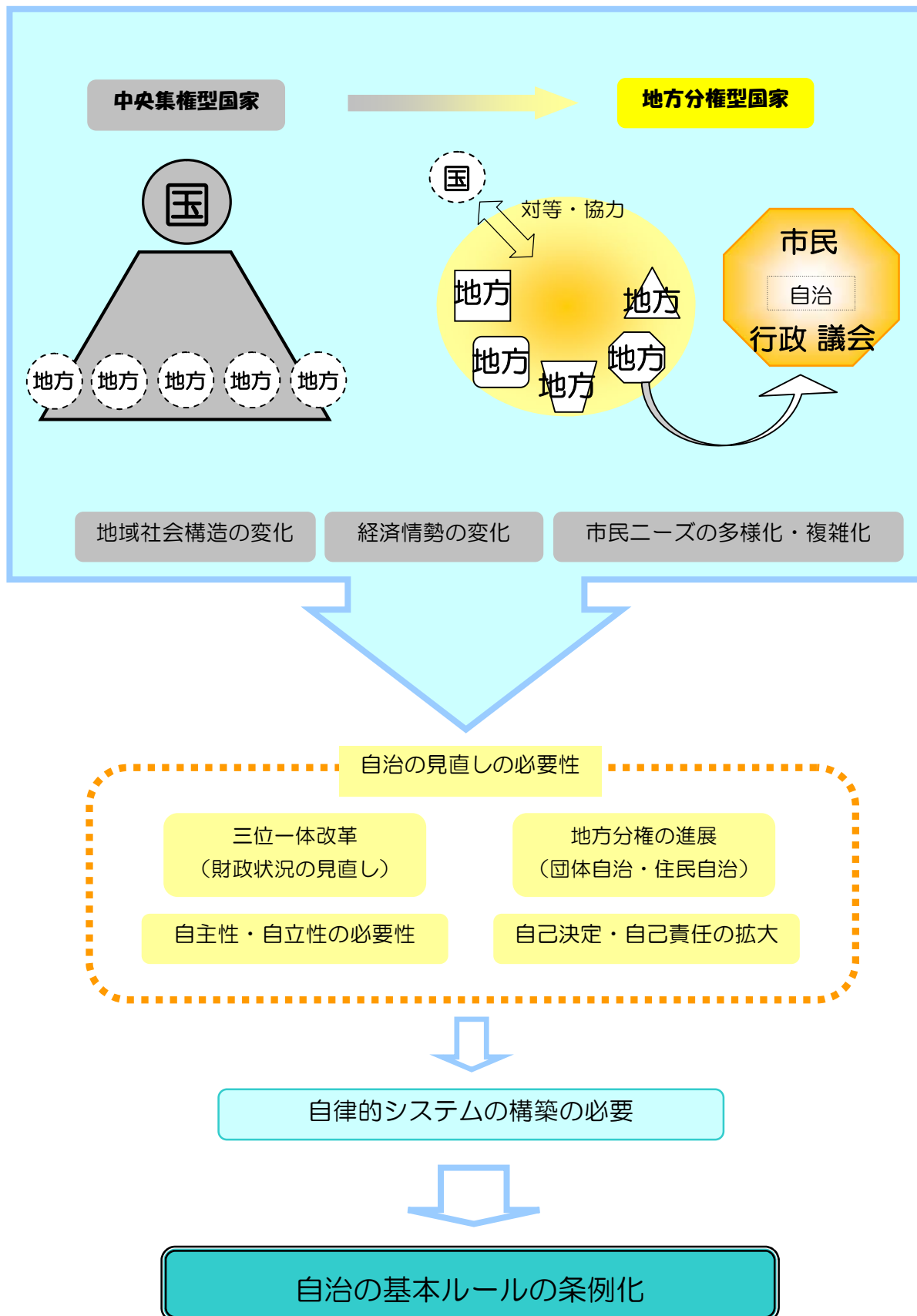
戦後の統治制度は、生活水準の向上と経済復興を目指した中央集権型国家として、急速な復興と社会福祉の充実を確立していきました。しかしながら、全国一律の行政サービスを行うための、公正かつ普遍的な統治構造による中央集権型の国家運営は、その行政サービスに対するニーズの多様化や少子高齢化等の社会現象により諸問題が顕在化し、また、地方自治体にとっては、その自治の独自性や自立性を損ね、日本国憲法にある「地方自治の本旨」が十分に機能していない状況を生み出したとも言えます。

平成12年4月に施行された地方分権一括法は、地方分権型国家（自治）制度の確立を進める地方分権改革における法整備であり、この法改正により、地方自治体が国と対等・協力関係であること・地方自治体の自己決定権の拡大等が明文化され、今まで国の画一的な行政サービスを行う下部組織であった地方自治体が、地域において包括的な役割を果たしていくための基礎自治体（補完性の原理）であることが位置付けられました。これは、日本国憲法で示されている「地方自治の主旨」における分権型社会（住民自治）の充実をより具体化し、また、中央集権型国家で見失われた地方の独自性・自主性を見直すことにつながるものと考えます。

国の地方分権改革や三位一体改革の推進ばかりでなく、社会経済情勢の変化、例えば少子高齢化等による家族構成の変化や交通、情報通信手段の発展に伴う地域コミュニティの変化（広域化）もまた、自治体内における社会構造を複雑化させ、様々な課題を生んでいます。その課題に対応するためには、基礎自治体としての海老名市独自の自治の方向性や課題・問題の解決方法を見いだしていく必要があります、そのためには、地域のことは地域自らが決定し、その責任も地域自らが負う「自己決定・自己責任」の行政システムの構築と自治体運営の「自主性・自立性」の明確化を行わなければなりません。

以上の点から、海老名市の地域特性や自主性を尊重した自律的システムの構築が必要であると判断し、海老名市における自治の基本ルールとして、市の最高規範とする「自治基本条例」を制定することとしました。

〔条例化の背景（概要）〕



(2) 自治基本条例とは

自治基本条例については、一般概念として定義・確定されたものではありません。「まちづくり」や「協働」といった視点から自治の基本とする条例を策定している自治体もあります。名称を含めその自治体がどういった自治基本条例を必要とし、条例にどのような内容を盛り込んでいくかは、その自治体の判断（独自性）によります。

海老名市自治基本条例では、海老名市の「自治」における基本ルールを定めたものとしています。条例内容につきましては、海老名市の「自治」を「自分や自分たちに関することを、自ら決めて、自ら行動する。そして、その結果について責任を持つ」ことで、海老名市の課題や問題を、海老名市として解決していくことを表現し、また、「市民」「市議会」「行政（市長）」といった自治を構成するメンバーが、海老名市の施策に関する自治の基本理念や市政運営の基本原則により協働・連携することを定めています。

なお、条例とは、日本国憲法に保障された地方公共団体の自治権に基づいて定める海老名市の自主法で、市議会の議決により成立します。そのため、海老名市自治基本条例は、市民の代表によって制定される海老名市の基本ルール、約束事となります。

(3) 条例制定の効果

自治基本条例の制定により、海老名市を構成する市民、市議会、行政（市長）の役割の明確化、最高法規性を持つことによる自立した法体系の確立、自治体としての自立の表明、につながり、海老名市の自治が醸成されていくものと考えます。

〔主な効果の概要〕

①海老名市の構成員の役割の明確化

市民：自治の主体であること

市議会及び市議会議員：自治の主体である市民との信託関係に基づいた諸活動を行うこと

行政（市長）：自治の主体である市民との信託関係に基づいた行政運営を行うこと

②最高規範であることによる自立した法体系の確立

統治構造の変化等に伴う、市としての自主性を明確化する法体系（ピラミッド型）や政策目的別体系の基本となること（自治権による自主法の活用促進）。

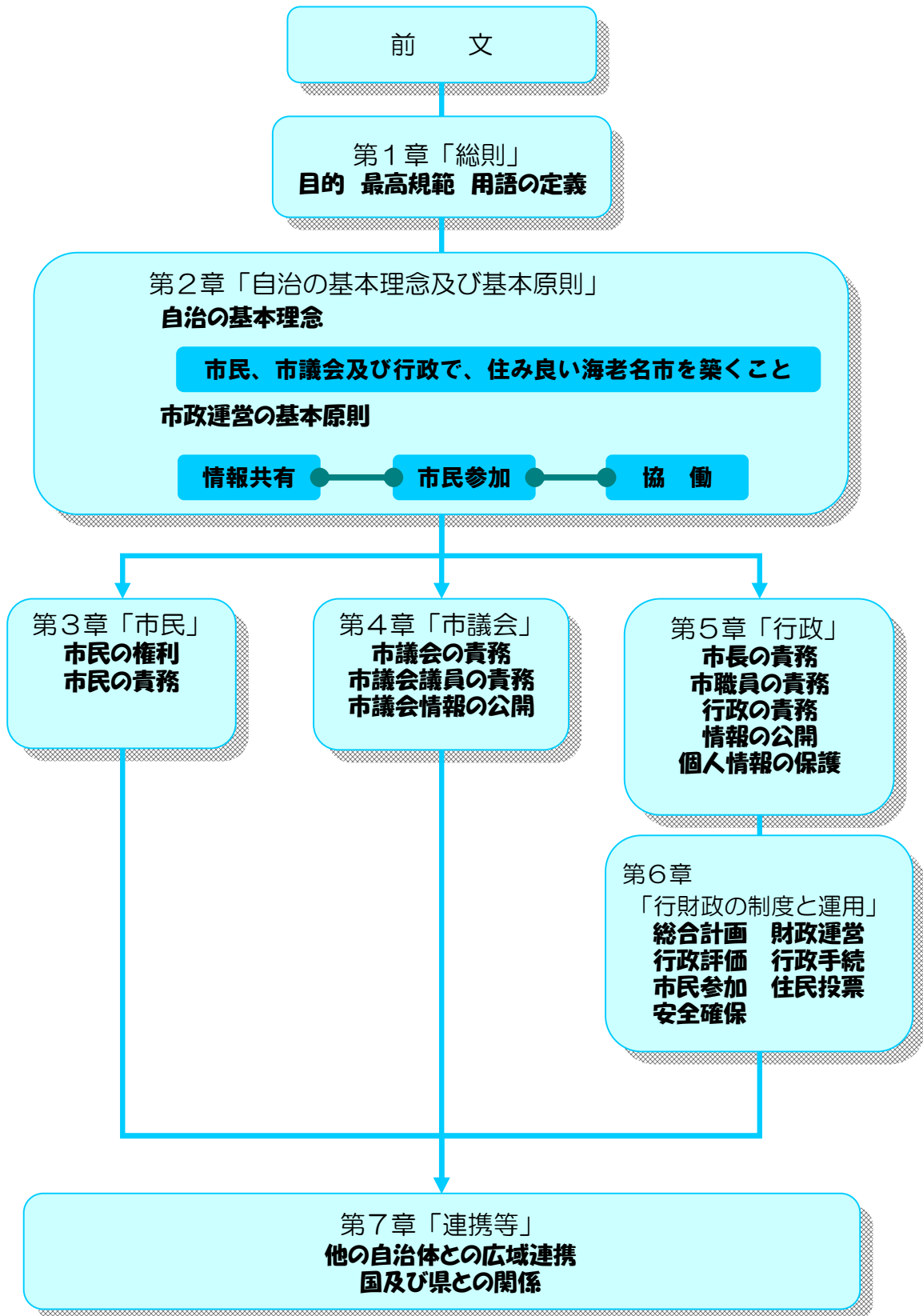
③自治体としての自立の表明

海老名市の自治における市民、市議会及び市長（行政）3者の役割を宣言・宣誓的に明文化したことで、海老名市の自主・自立の意識の向上につながる。また、条例化により、対外的にも海老名市の自治の考え方を表明していることとなる。

なお、条例の規定項目については、日本国憲法や地方自治法等法令に規定されている内容が含まれているが、慣例的に理解されている制度や内容を含め、海老名市として規定を設けること（可視化）が自治体としての自立を示すものとなる考える。

2 条例の構成について

(1) 条例の構成図



(2) 条例の全文

海老名市自治基本条例

平成 19 年 9 月 28 日

条例第 21 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 自治の基本理念及び市政運営の基本原則（第 4 条、第 5 条）

第 3 章 市民（第 6 条－第 7 条）

第 4 章 市議会（第 8 条－第 10 条）

第 5 章 行政（第 11 条－第 15 条）

第 6 章 行財政の制度と運用（第 16 条－第 22 条）

第 7 章 連携等（第 23 条、第 24 条）

附則

私たちの海老名市は、富士山、大山、丹沢連峰を望み、相模川沿いに広がる西の低地部と東の丘陵部によって構成され、温暖な気候、豊かな大地と、自然に恵まれた環境にあり、古くから人々の生活が営まれてきた歴史のあるまちです。

先人たちの努力により発展を続けてきたこの海老名市の環境・文化・産業を守り、育て、活かすとともに、未来に繋げていくことは、私たちの務めです。

時代とともに自治もまた変化を求めます。変化は課題を生みます。私たちには、常にその課題を解決することが求められています。

海老名市における地域の課題は、互いに助け合い、尊重し合いながら、市民が主体となって解決していかなければなりません。また、私たちは、議会と市長に市政を信託する一方、自らも市政に参加し、協働して、自己決定・自己責任の意思に基づいた、安全で安心な生活ができる自治を実現しなければなりません。

ここに私たちは、日本国憲法で保障された地方自治の本旨に基づき、海老名市のことは海老名市の意思で決定する、市民主役の自立した海老名市を築くため、自治の最高規範として、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、海老名市における自治の基本理念を明らかにし、これに基づく市政運営の基本原則を定め、市民、市議会及び行政が協働して市民主体の自治を実現することを目的とします。

（最高規範）

第 2 条 この条例は、海老名市における自治の最高規範であり、市民、市議会及び行政は他の条例及び規則の運用において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければなりません。

（用語の定義）

第 3 条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（それぞれ職員を含みます。）をいいます。

第2章 自治の基本理念及び市政運営の基本原則

（自治の基本理念）

第4条 市民、市議会及び行政が、それぞれの果たす役割を自覚し、男女平等をはじめ、市民の人権、自由及び平和が守られ、市民の一人ひとりが心豊かに生活し、尊重される住み良い海老名市を築くため、公正で開かれた市政と市民主体の自治の実現を目指します。

（市政運営の基本原則）

第5条 市民、市議会及び行政は、前条に規定する海老名市の自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則を次のように定めます。

- (1) 市民、市議会及び行政が相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 市民が自発的意思に基づいて参加すること。
- (3) 市民、市議会及び行政が、対等かつ協力の関係を築き、課題解決のために、協働すること。

第3章 市民

（市民の権利）

第6条 市民は、第4条に規定する自治の基本理念（以下「基本理念」といいます。）及び前条に規定する市政運営の基本原則（以下「基本原則」といいます。）を実現するために、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参加すること。
- (3) 公正かつ適正な行政サービスを享受すること。
- (4) 次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されること。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いに尊重し合い、快適な社会環境の創造に努める社会的責任の自覚を持つこと。
- (2) お互いの協力により、安心して安全なまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) 市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担すること。

第4章 市議会

（市議会の責務）

第8条 市議会は、市民の意思を市政に実現させる責務を有します。

（市議会議員の責務）

第9条 市議会議員は、市議会において市民の意思を市政に実現させるため、次に掲げる責務を有します。

- (1) 市民の意思の的確な把握に努め、市民の期待に応えること。
- (2) 品位を保ち、自己研鑽に努め、常に市民全体の福祉向上を行動の指針とすること。

（市議会情報の公開）

第10条 市議会はその活動に関する情報を公開し、市民にわかりやすく説明する責務を有します。

第5章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に職務を行う責務を有します。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民との協働の視点を持ち、自己研鑽に努め、その能力を最大限に発揮する責務を有します。

(行政の責務)

第13条 行政は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。

- (1) 市民の福祉の増進を図るため、公正かつ適正な市政運営を行うこと。
- (2) その組織を不断に見直すことによって、社会情勢の変化及び多様化する地域課題に、迅速かつ的確に対応する行政運営を行うこと。
- (3) 市政に関する市民からの相談、意見、要望等に、誠実かつ迅速に対応すること。

(情報の公開)

第14条 行政は、市政に関する情報を適正に公開又は提供するとともに、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

(個人情報の保護)

第15条 行政は、保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人の権利利益の保護に最大限に配慮しなければなりません。

第6章 行財政の制度と運用

(総合計画)

第16条 行政は、市民と協働して長期的かつ総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を定め、それに基づく行政運営を行わなければなりません。

- 2 前項の計画を推進するに当たり、行政はその内容及び進捗状況を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

(財政運営)

第17条 行政は、総合計画に基づき、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性の確保に努めなければなりません。

- 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

(行政評価)

第18条 行政は、総合計画に基づく事業の成果を測定するための行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。

- 2 行政は、前項に規定する行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映していくよう努めなければなりません。

(行政手続)

第19条 行政は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続を確保するよう努めなければなりません。

(市民参加)

第20条 行政は、市民の市政に参加する権利を保障し、多様な市民参加制度を講じなければなりません。

(住民投票)

第21条 市長は、市政の特に重要な事項について広く市民の意向を把握する必要があると

認めるときは、住民投票を実施することができます。

- 2 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する直接請求に準じ、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 市議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 第1項及び第2項に規定する住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めなければなりません。

（安全確保）

第22条 行政は、緊急の事態等から、市民の生命、身体及び財産の安全性を確保するための体制の整備に努めなければなりません。

- 2 市民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、互いに協力し、助け合うよう努めなければなりません。

第7章 連携等

（他の自治体との広域連携）

第23条 海老名市は、他の自治体と連携して、行政サービス、大規模災害その他共通する行政課題の広域的解決に取り組むよう努めます。

（国及び県との関係）

第24条 海老名市は、国及び県に対して制度、政策等の改善、役割分担及び財源配分の適正化に向けた取り組みを積極的に行うとともに、対等かつ必要な協力関係を築きます。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

3 条例の逐条解説

○ 前文

私たちの海老名市は、富士山、大山、丹沢連峰を望み、相模川沿いに広がる西の低地部と東の丘陵部によって構成され、温暖な気候、豊かな大地と、自然に恵まれた環境にあり、古くから人々の生活が営まれてきた歴史のあるまちです。先人たちの努力により発展を続けてきたこの海老名市の環境・文化・産業を守り、育て、活かすとともに、未来に繋げていくことは、私たちの務めです。

時代とともに自治もまた変化を求めます。変化は課題を生みます。私たちには、常にその課題を解決することが求められています。

海老名市における地域の課題は、互いに助け合い、尊重し合いながら、市民が主体となって解決していかなければなりません。また、私たちは、議会と市長に市政を信託する一方、自らも市政に参加し、協働して、自己決定・自己責任の意思に基づいた、安全で安心な生活ができる自治を実現しなければなりません。

ここに私たちは、日本国憲法で保障された地方自治の本旨に基づき、海老名市のことは海老名市の意思で決定する、市民主役の自立した海老名市を築くため、自治の最高規範として、この条例を制定します。

【解説】

- ・自治基本条例は、海老名市における市民自治の基本ルールとなるものです。そのため、本条例の制定の趣旨や理想、そして私たちが住む海老名市の自治のあり方について、宣言的に述べる前文を置くこととしました。
- ・前文は、①海老名市の地理的状況、歴史・未来に対する責務 ②条例制定の必要性 ③海老名市が目指す自治のあり方 ④条例制定の決意 の4つの内容で構成しています。

【「条例制定の必要性」と「自治のあり方」について】

- ・時代とともに社会は変化していきます。その変化に対応するために、海老名市の自治もまた変化していかなければなりません。また、時代の変化により自治において様々な課題が発生し、その課題・問題を解決することが必要となります。家族構成の変化や少子高齢化といった様々な社会現象により、自治体運営に対する市民ニーズやその担い手が多様化してきたことも時代変化の一つとしてあげられます。また、「地域のことは地域自らが決定し、その責任も地域自らが負う」とする地方分権の考え方により、海老名市独自の自治の方向性や課題・問題の解決方法を見出していかなければなりません。
- ・その変化に対応するために、市民が主体とする①地方自治制度に基づいた市議会と市長による二元代表制による自治運営を行うこと、②市民、市議会及び行政それぞれがその役割に責任を持ち、協働していくこと、③生活の基本である安全で安心なまちづくりを行うこと、を表現しました。

【「条例制定の決意」について】

- ・条例制定の決意として、日本国憲法で保障されている地方自治の本旨（＝「住民自治」）に

より海老名市としての団体意思を決定する二元代表制に基づいた、自立した海老名市を築くこと、そして、この条例を自治の最高規範とすることを宣言的に表現しました。

【用語等の補足説明】

○「地方自治の本旨」(日本国憲法第92条)＝「住民自治」「団体自治」

・「住民自治」とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべき、という概念のことです。また、「団体自治」とは、国から独立した地域団体＝地方公共団体が、その団体事務を、その機関により、その責任において処理する、という概念です。ただし、日本国憲法上明記されているものではありません。

○「自己決定・自己責任」

・地方分権の進展に伴う分権型自治体において、地域の行政は地域住民が自ら決定し、その責任も自らが負うことの意として表現しています。

(参考：地方自治法第1条の2)

第1項「自主的かつ総合的に実施する」・・・地方公共団体自らの判断と責任に基づいて処理することを表現したもの

第2項「自主性及び自立性」・・・国と地方公共団体の役割を分担するなかで、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないことを表現したもの



【「文体」について】

条例は、ある特定の目的・対象に対して規定されるものですが、本条例は、市民・市議会・行政の自治体を構成する3者全てを対象としていること・自治に対する基本的、理念的な条例であることから、誰からもわかりやすい条例とする必要があることから、「です・ます」調を採用しました。

通常、法令の文体は「である」調を採用しておりますが、これは、法令が持つ、「強要性」「実効性」「正当性」「法的協調性」を表現することに適しているからであります。自治の基本を定めた本条例と違い、ある特定の目的・対象に対して定められる個別の条例は、その条例内容の正確さや運用上の明確さに加え、実行性や強要性を持たせる必要があるものもあります。そのため、最高規範とする本条例が「です・ます調」を採用することで他の条例を「です・ます」調とすることは難しく、他条例の文体は、その条例内容により判断されるべきものと考えます。

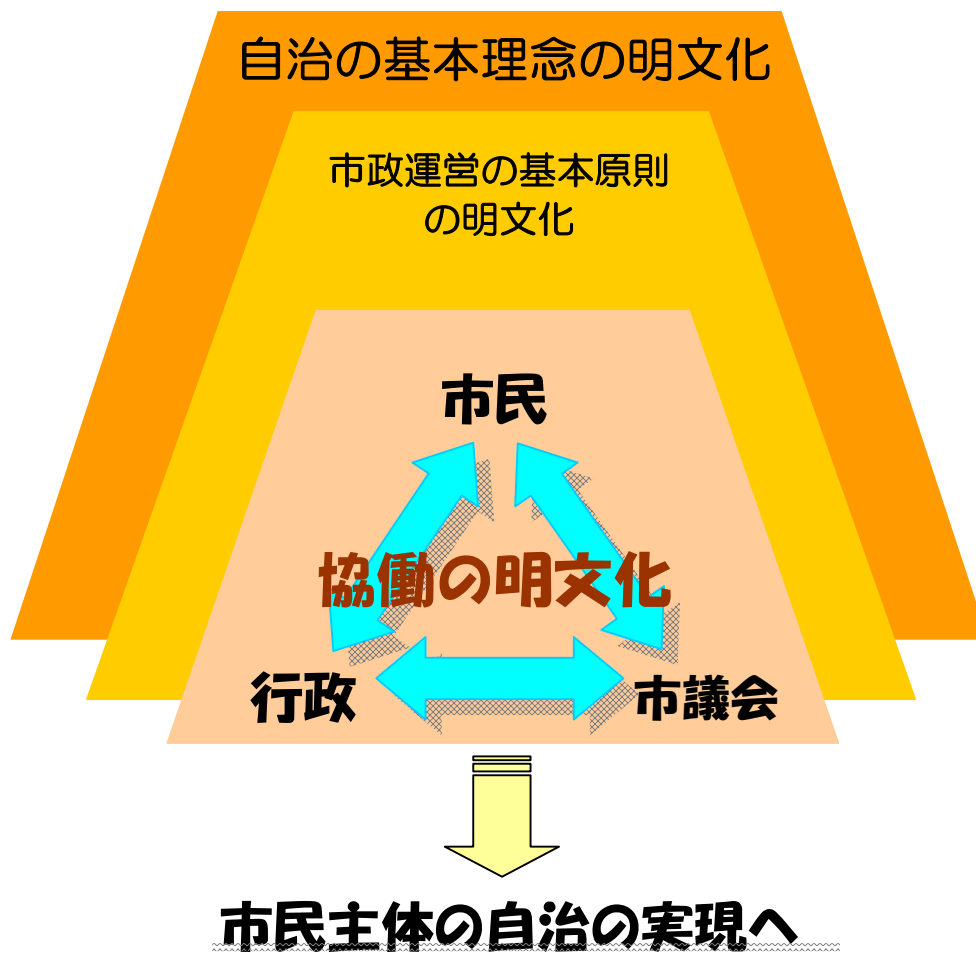
○第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、海老名市における自治の基本理念を明らかにし、これに基づく市政運営の基本原則を定め、市民、市議会及び行政が協働して市民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説】

- ・ 目的規定とは、ある条例が、その条例を通じて達成しようとしている目的＝「立法の目的」を掲げるものです。ここでは、本条例の制定目的（海老名市の自治のあり方）を簡潔に表現し、本条例全体の解釈・運用・構成の指針を示しました。
- ・ 本条例の目的を「市民主体の自治の実現」としたことの背景には、一つには国が進める地方制度の見直しにより、地方（自治体）と国が対等・協力の関係となったことで、地域社会（地方）は自己決定・自己責任による自治を行うことが求められていることがあります。それは、前文で表現しました「地方自治の本旨」である住民自治により進めなければならないものであります。そのため、海老名市において、その自治の基本理念と市政運営の基本原則を明らかにするとともに、自治の構成員は「市民」「市議会」「行政（市長）」の3者であること・その3者による協働が「市民主体の自治」を実現するために必要であること、を表現しました。





【「協働」について】

海老名市市民参加条例の定義（第2条第4号）では、「市民と行政が、自主性を尊重しながら、相互にパートナーとして意見を出し合い、相補し、協力すること」としています。そもそも、「協働」とは造語であり、協力・共同・労働・活動といった言葉が重なり合って、概念的に使われるようになったものであるため、自治体においても使い方や定義の仕方は様々であります。「協働」とは、その言葉を使う主体が、背景・状況といった要因・目的・目標により、独自に整理するものと考えます。

本条例では、「市民」「市議会」「行政（市長）」の3者が、対等な立場から海老名市の「自治」を進めていくための目標を共有し、活動すること、と整理しました。海老名市市民参加条例で定義されている「協働」と表現は異なりますが、本質的には同様のものであると考えています。

また、海老名市市民参加条例では、市民参加手法を定めた手続条例であることから具体的な表現として定義していますが、海老名市自治基本条例は、自治の基本的事項を示すものであること・一般に周知されてきていること、から、具体的な定義は行っていません。

なお、「協働」の言葉は、元々は、アメリカで造られた言葉を日本語に翻訳したときの表現であり、「複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」という意で使用されています。



【「(地域)コミュニティ」について】

ある一定の範囲内で居住等の生活圏を共にする人々、主義・主張・思想を同じくする人々、一つの媒体を利用する人々、といった様々な構成形体があります。「コミュニティ」とは、対話・つながりを求め、目的を同じくする人々がコミュニケーションを取る集まりとも考えられますが、それが、組織化された（できる）もの、組織化されていない（できない）もの等、定義としてまとめることが難しいものであり、総称した概念として使用されているのが実情であると考えます。

多様なコミュニティの形成は、海老名市の自治においても重要な構成要素ではありますが、土地的地域を示すものや組織された団体を示すもの等様々であることから、今後具体的な制度や位置付けについての十分な検討が必要であり、本条例では「協働」に含まれるものとして位置付けます。

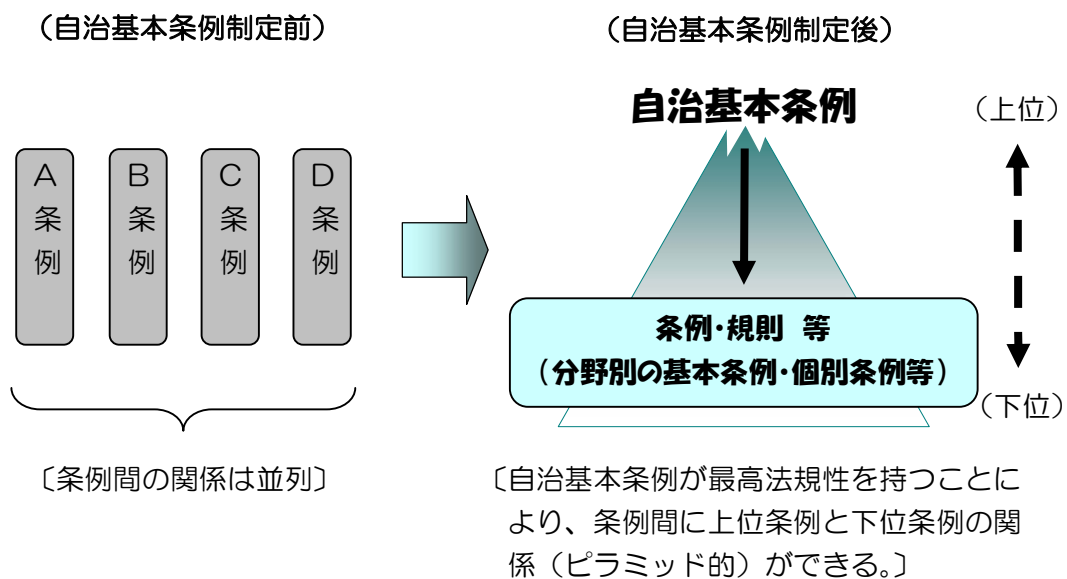
(最高規範)

第2条 この条例は、海老名市における自治の最高規範であり、市民、市議会及び行政は他の条例及び規則の運用において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

- ・ 本条例を海老名市における自治の最高規範として位置付け、市民、市議会及び行政が、本条例の趣旨や目的を最大限に尊重しなければならないことを表現しました。
- ・ 本条例を最高規範と位置付けることにより海老名市の条例が体系化されます。その基本となるのが自治基本条例です。ただし、本条例制定前には、既に様々な条例や規則といった例規が定められおり、それは、目的・必要性・重要性に基づき制定されたものであります。既存の例規全般を見直すことは市政運営上難しいことがあります。自治の基本ルール・最高規範である本条例の主旨に沿う例規であることを基本とします。

【最高規範と位置付けたことによる法体系化(イメージ)について】



【「最高規範」について】

本条例が海老名市の「最高規範」と位置付けることは、日本国憲法が国の「最高法規」と位置付けられていることと同様のものではありません。しかしながら、海老名市民・海老名市議会・海老名市長(行政)全てが最大限尊重しなければならない条例としていることは、国民の日本国憲法に対するものと同様であると考えます。



【「条例」について】

法体系上「条例」は、日本国憲法や地方自治法といった法律に包括されるものである一面と、地方自治体としての海老名市がその団体意思としての独自性（＝自主法）を示す（自治権の一つである条例制定権による）ものである一面を持っております。

海老名市自治基本条例も「条例」の一つではありますが、自治の基本を定める条例・自治の最高規範としている条例であることから、条例制定権を持つ自治体の自主法であることを重視した性格を持つものとして位置付けます。

〔参考〕

○日本国憲法第94条

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

○地方自治法第14条第1項

「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」

〔補足〕

地方自治法第2条第2項

「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」

（用語の定義）

第3条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（それぞれ職員を含みます。）をいいます。

【解説】

・定義規定は、条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、解釈上の疑義をなくすためのものです。本条例では、海老名市の自治を構成する3者（市民、市議会、行政）の範囲や対象について、定義を定めました。

・「市民」について（第1号）

海老名市内に住所を有する人（外国人を含みます）はもとより、市外に住んでいても、海老名市に通勤通学する人や事業者を「市民」として含めました。地方自治法では「住民」を「市の区域内に住所を有する者」として規定し、地方公共団体の構成員としていますが、本条例では、「住民」以外の人々も、海老名市の自治運営において大切な主体となるものと考え、「市民」に含めることとしました。

・「事業者」について（第1号）

事業者は、自治を構成する重要な一員であるとの考えから、本条例では「市民」として位置付けました。しかしながら、一般的には「市民」として表現されることが少ないため、定義として定めました。

・「行政」について（第2号）

「市」と表現した場合、一般的には行政機関が集まっている組織や行政運営を指すものと思われませんが、自治体としての区域も「市」と使われることがあります。その違いを表現するために、市長以下執行機関や補助機関を「行政」とすることとしました。



【「市民」の定義について】

・「住民」だけに限定しなかったことについて

海老名市の自治やまちづくりは、例えば、市内に住所を有する者以外の方といった多様な人々が集まり、つくられていく必要があります。そのため、選挙や納税などの個別具体的な制度を判断基準として市民と住民の区分けを行うことは、海老名市の自治において難しいと考えました。

本条例では、海老名市の自治における市民の権利と責務を包括的に捉えることとし、海老名市として関わりがある者について、本条例上の市民の範囲とすることが必要であると考え、市民を広義的に位置付けています。また、海老名市内の本籍の有無についての規定は設けず、市内に住所のある人・市内で働く人・市内で学ぶ人・事業者のいずれかに該当する方を市民と定義しています。例えば、市外に住所を有していても、市内でクラブ活動等を行う場合は市民となります。

・「事業者」を市民に含めたことについて

営利活動であっても、社会的責任を持つことに変わりはなく、当然ながら、海老名市の自治の構成員となるものと考えます。昨今の社会情勢からもCSR[※]（企業の社会的責任）が重要視されていることを勘案しても、対象として規定することが必要であると考えます。

なお、「公益的な活動を行う団体」とは、NPO法人、各種クラブ活動を行う団体、ボランティアグループ、大学等の教育機関、自治会といった地域活動団体など、営利を目的としない活動を行う団体と整理しています。

※CSR・・・Corporate Social Responsibility の略

○第2章 自治の基本理念及び市政運営の基本原則

（自治の基本理念）

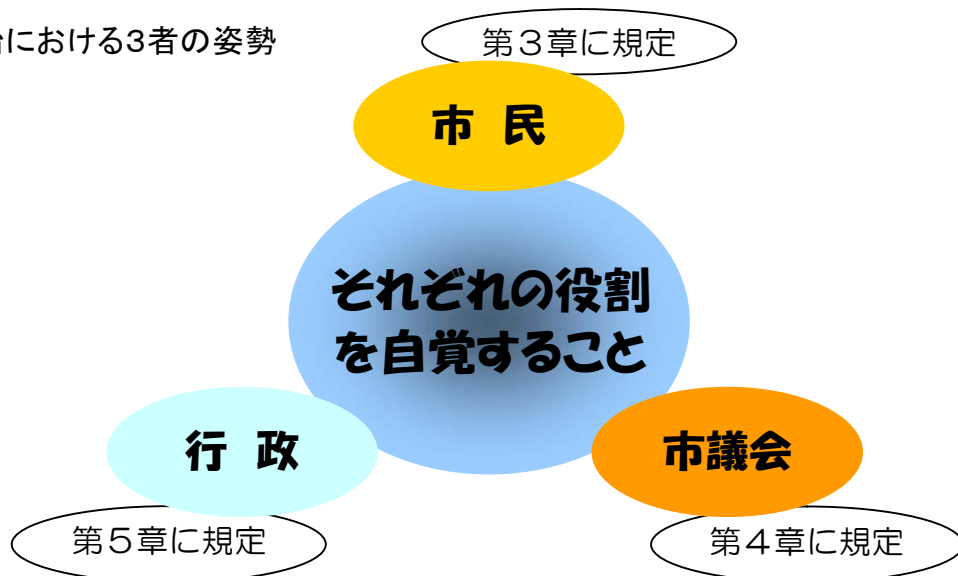
第4条 市民、市議会及び行政が、それぞれの果たす役割を自覚し、男女平等をはじめ、市民の人権、自由及び平和が守られ、市民の一人ひとりが心豊かに生活し、尊重される住み良い海老名市を築くため、公正で開かれた市政と市民主体の自治の実現を目指します。

【解説】

本規定は、海老名市の自治があるべき姿や市民、市議会及び行政それぞれが持つべき姿勢を定めたものです。自治の基本理念は、海老名市の自治の目標とすべき内容を表現したものであり、次条に定めています市政運営の基本原則の指針となるものでもあります。内容については、以下のとおり図として整理しました。

〔自治の基本理念の構成について〕

●自治における3者の姿勢



●自治として目指す制度

- ① 公正で開かれた市政を実現する制度 ② 市民主体の自治を実現する制度

何のために

- ・市民の人権、自由、平和が守られる
- ・市民一人ひとりが心豊かに生活し、尊重される

『住み良い海老名市を築く』ため

〔用語の説明〕

○「男女平等」について

人権・自由・平和といった人類普遍の原則の例示の一つとして表現しました

○「住み良い海老名市」について

まちづくり関係全般（ハード面やソフト面を含みます）を示すものとして表現しました

○「公正で開かれた市政」について

情報の共有、市民参加、協働を意味するものとして表現しました

(市政運営の基本原則)

第5条 市民、市議会及び行政は、前条に規定する海老名市の自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則を次のように定めます。

- (1) 市民、市議会及び行政が相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 市民が自発的意思に基づいて参加すること。
- (3) 市民、市議会及び行政が、対等かつ協力の関係を築き、課題解決のために、協働すること。

【解説】

・自治の基本理念を実現するための市政運営方法について、「市民」「市議会」「行政」が統一のルールを持つことが必要であると考え、以下の3項目を基本原則として定めました。

①「情報共有」の原則(第1号)

住み良い海老名市を築くためには、自治の構成員である3者(市民・市議会・行政)が市民参加の原則の第一歩となるものとして、それぞれが持つ情報をお互いに提供し合い、共有し合うこと(情報の公開)が必要であることとして表現しました。なお、個人情報については、最も慎重かつ厳重に取り扱うべき情報であることから、本規定で定めている情報の提供や共有に使用されるものではありません。

②「市民参加」の原則(第2号)

海老名市の自治の主体である市民が、「情報共有」の原則により、主体的かつ自発的に市政運営に参加することを表現しました。

③「協働」の原則(第3号)

「情報共有」と「市民参加」の原則により、地域の様々な課題・問題を解決していくためには、地域の様々な主体が、その目的を共有し、連携・活動する「協働」が必要であることを表現しました。

【関係条例】

- ・海老名市情報公開条例
- ・海老名市個人情報保護条例
- ・海老名市市民参加条例

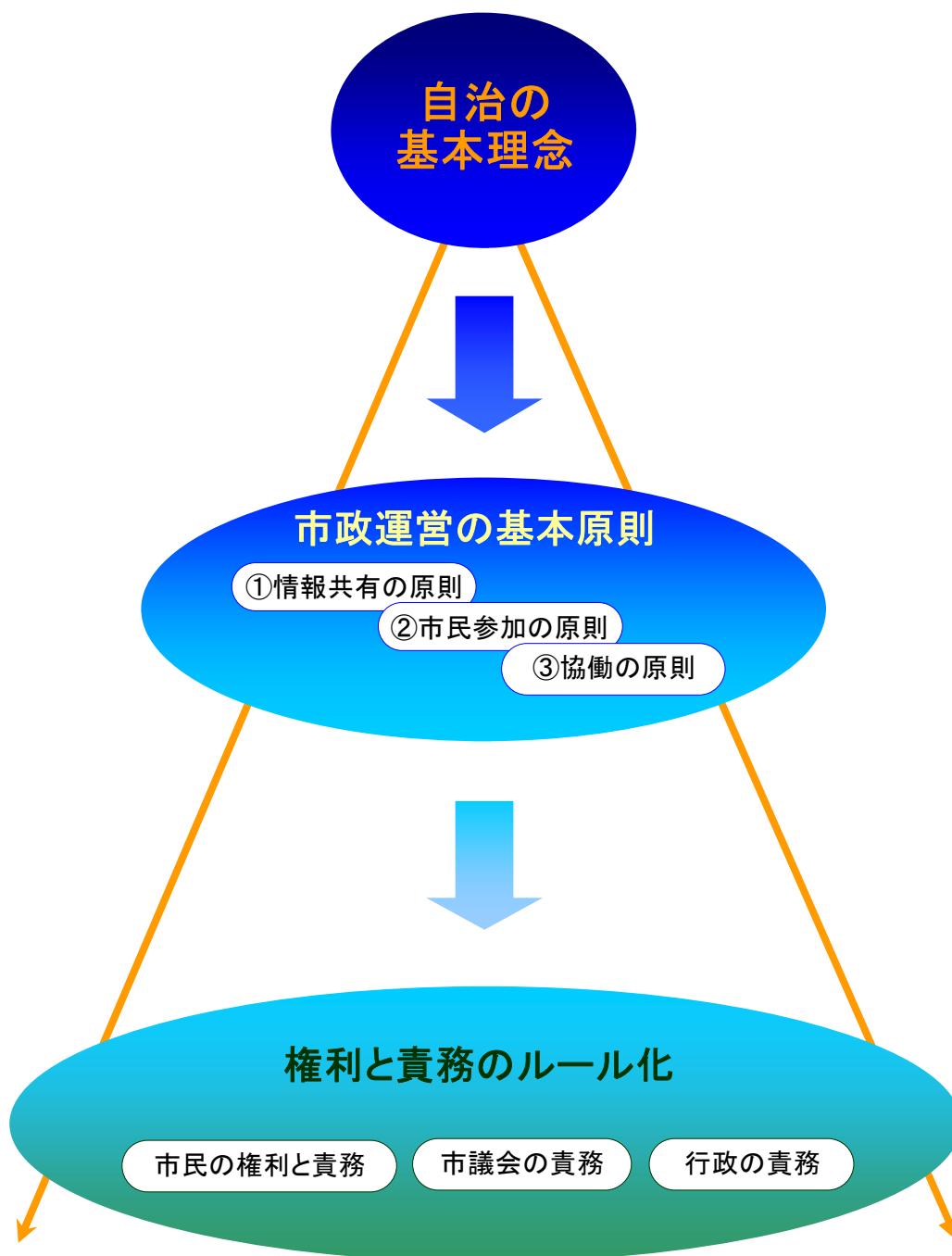
【用語の説明】

○「相互に情報を提供」について

市政運営を行う上で、行政情報を発信することは市民に対する説明責任として必要なこととあります。ここで言う情報とは、行政が持つ情報だけではなく、市政運営を行う上で重要な資源となる市民が持つ地域情報も含めています。その中には、地域の課題・問題点が含まれることから、その情報を3者が共有しあうことが市政運営にとって必要なことであるとの考え方から表現しています。

○「自発的意思」について

市民が市政に参加する場合は、強制的ではなく「自発的(=参加する人が自らの意思に責任を持つ)」に参加することを表現しました。また、前文において自治における市民の姿勢を表現した「自己決定・自己責任」につながる表現でもあります。



○第3章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、第4条に規定する自治の基本理念（以下「基本理念」といいます。）及び前条に規定する市政運営の基本原則（以下「基本原則」といいます。）を実現するために、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参加すること。
- (3) 公正かつ適正な行政サービスを享受すること。
- (4) 次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されること。

【解説】

・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の主体である「市民」が持つ自治のルールの一つとして、「市民の権利」を定めました。

(第1号及び第2号について)

・市民主体の自治を進めるために、市民が市政に関する情報を知るとは市政への参加や協働につながる重要なものであります。また、市議会と行政は、市民の信託に応えるための説明責任を行う必要があることから、第1号に「市民が市政に関する情報を知ること」と定めました。また、第2号では、市民が市政に参加することで、市民主体の自治による市政が行われていくものであることから、「市政に参加する権利」について定めました。

(第3号について)

・「行政サービス」とは、行政が市民を対象として行う事業を包括的に表現したものです。ただ、法令等により個々具体的なサービスの受給等が規定されているものについては、その規定によるものと考えます。なお、地方自治法においても、同様の主旨とする規定が設けられています。

(第4号について)

・子どもや高齢者を含めた市民一人ひとりが個人として尊重されることを、自治の基本理念では表現していますが、子どもを取り巻く環境等の変化を勘案し、次代を担う市民の一員として守られることが必要であると考え、市民の権利として、特に、子どもの権利について表現することとしました。

また、子どもが社会から守られる立場であることを思慮すると、子どもに対する具体的な責務規定を設けることは難しいものであるため、子どもの責務は、子どもを含めた市民の責務に含まれるものであることと整理しています。

〔関係法令〕

地方自治法第10条第2項（住民の権利義務）

「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いに尊重し合い、快適な社会環境の創造に努める社会的責任の自覚を持つこと。
- (2) お互いの協力により、安心して安全なまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) 市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担すること。

【解説】

・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の主体である「市民」が持つ自治のルールの一つとして、「市民の責務」を定めました。

(第1号について)

・自治の主体としての「市民」が持つべき責務として、①お互いに尊重し合う、②快適な社会環境の創造に努める、「社会的責任の自覚」を持つことを表現しました。

市民がお互いに尊重し合うこととは、市民がお互いに認め合うことであり、自治の基本理念として表現した「男女平等」「市民の人権」を尊重することにつながるものであります。また、「快適な社会環境」を創りあげていくこととは、地域社会の一員として、様々な地域コミュニケーション等からその地域全体としての課題・問題点を解決していくことを表現しています。なお、「社会的責任の自覚」は、自治の基本理念でも表現されている「役割の自覚」につながるものでもあります。

(第2号について)

・市民生活の基本となる「安心して安全な」まちづくりは、市民お互いの協力がなければ推進することができません。近年発生している犯罪の未然防止や予期せぬ自然災害に備えることは、共助（互助）の精神を持つことで充実していくものと考えます。また、市議会や行政に対して、都市基盤整備などのハード面についての指摘や要望を行い、協働により課題・問題を解決していくことは、地域活動を含めたソフト面的側面から、安心して安全なまちづくりの推進につながるものであります。

(第3号について)

・市政運営を行うためには、その運営に係る予算（経費）がなければ執行することができません。その経費について、市民が、日本国憲法に表現されている納税の義務や受益者負担（使用料や手数料等）の考え方に基づいた、また、各種法律等法令に基づいた「公正かつ適正」な負担を行うことを表現しました。

なお、本号は、第6条の「市民の権利」第3号に対応しております。

〔関係法令〕

地方自治法第10条第2項（住民の権利義務）

「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」

○第4章 市議会

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民の意思を市政に実現させる責務を有します。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた、自治の構成員である「市議会」が持つ自治のルールとして、「市議会の責務」を定めました。内容については、市議会は市民（住民）からの信託を受けた議員の集合体として組織されており、その市民の意思を市政に実現させる責務を有することを規定しています。
- ・市議会は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置付けられており、地方公共団体の意思決定を行う「議事機関」機能と、市長等執行機関の監視を行う「監視機関」機能を持ちます。また、地方分権の進展や社会情勢等の変化による市民ニーズの多様化から、市民の意見集約を行う利害調整機能や議事機関としての政策形成機能の充実が求められています。

そのため、海老名市の自治運営において市議会が持つ役割は重要であることから、本条例に市議会の責務を規定し、それは、市民の意思を市政に実現させるためにあることと表現しました。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市議会において市民の意思を市政に実現させるため、次に掲げる責務を有します。

- (1) 市民の意思の的確な把握に努め、市民の期待に応えること。
- (2) 品位を保ち、自己研鑽に努め、常に市民全体の福祉向上を行動の指針とすること。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の構成員である「市議会議員」が持つ自治のルールとして、「市議会議員の責務」を定めました。内容については、海老名市の自治に対して市議会議員が持つ責務として、①市政に対する市民からの信託（期待）に応えること、②常に市民全体の福祉向上を行動指針とすること、の2点を規定しています。
- ・市議会議員は、様々な主義・主張に基づき選挙による信託を受けた市民の代表として、団体の意思決定を行う市議会（合議体）において市民ニーズを市政に反映していくことが必要となります。しかしながら、市民ニーズは多様化し、社会情勢等は変化していることから、常に市民ニーズを把握することに努めること、そして、市民全体の福祉向上につながる行動をとることが、二元代表制の一つである市議会を構成する者としての責務であることを表現しています。

(市議会情報の公開)

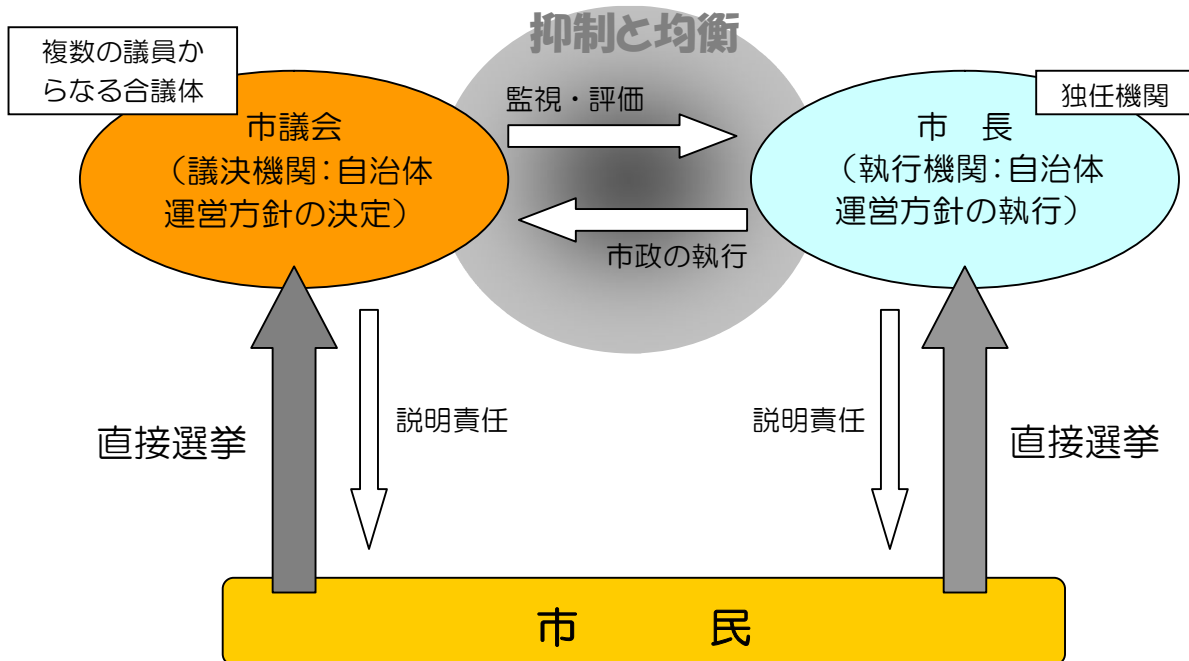
第10条 市議会はその活動に関する情報を公開し、市民にわかりやすく説明する責務を有します。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念（公正で開かれた市政）」と第5条の「市政運営の基本原則」の「情報共有」に基づき、市議会としてその活動に関する情報を公開し、市民への説明責任を果たす責務があることを表現しています。
- ・市民にとって、市議会の情報を知ること・共有化することは、市民主体の自治を進める上での基本的事項であり、市政運営に参加する一歩となると考え、本規定を定めることとしました。

〔二元代表制について〕

直接選挙により二つの代表(市長と市議会議員)を選出する制度



○第5章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に職務を行う責務を有します。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の構成員である「市長」が持つ自治のルールとして、「市長の責務」を定めました。
- ・市長は、地方自治を担う二元代表制（前頁参照）の一つとして位置付けられたものであり、市政運営を執行する執行機関としての機能を持ちます。地方分権改革や市民ニーズの多様化等により、地方公共団体が所管する行政分野や事務・事業と、役割・責任は拡大しています。そのため、従来の組織体制からの転換が必要となっていることから、地方自治法では、副市長制の導入等、市長のトップマネジメント体制の強化が図られています。これは、言い換えれば、市政運営を執行する機関として今まで以上の責務を担うことでもありますので、そのような地方自治制度の背景を含みながら、海老名市の自治に対して市長が持つべき姿勢として、市政に対する市民からの信託に基づき「公正かつ誠実」に職務を行うことを表現しています。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民との協働の視点を持ち、自己研鑽に努め、その能力を最大限に発揮する責務を有します。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の構成員である「市職員」が持つ自治のルールとして、「市職員の責務」を表現しました。
内容については、「市政運営の基本原則」に定めている「協働」の視点により、市長等の執行機関に属して公務を行う市職員が持つべき姿勢として、①自己研鑽に努めること、②能力を最大限に発揮すること、の2点を規定しています。
また、日本国憲法その他法律において、公務員が「全体の奉仕者」であることが明記されており、市政運営においても、市職員が「全体の奉仕者」であることを常に意識し、自己研鑽に努めること・自己能力を最大限に発揮することで、本条例の主旨である市民主体の自治を実現することを表現しました。

〔関係法令〕

- ・日本国憲法第15条第2項
「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」
- ・地方公務員法第30条（服務の根本基準）
「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

(行政の責務)

第13条 行政は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。

- (1) 市民の福祉の増進を図るため、公正かつ適正な市政運営を行うこと。
- (2) その組織を不断に見直すことによって、社会情勢の変化及び多様化する地域課題に、迅速かつ的確に対応する行政運営を行うこと。
- (3) 市政に関する市民からの相談、意見、要望等に、誠実かつ迅速に対応すること。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」と第5条の「市政運営の基本原則」に基づいた自治の構成員である「行政」が持つ自治のルールとして、「行政の責務」を表現しました。内容については、市政に対する行政（執行機関）が持つべき姿勢として、①市民の福祉増進を図り、公正かつ適正な市政運営を行うこと、②市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応する行政運営を行うため、行政組織の見直しを行うこと、③市民の意思（相談、意見、要望等）に対し、誠実かつ迅速に対応すること の3点を規定しています。

(第1号について)

- ・行政として、市民の福祉増進を図り、公正かつ適正に職務を遂行することは、責務として第一義的であることから、第1号として表現しました。

(第2号について)

- ・少子高齢化などの社会環境の変化や地方分権化に伴う権限移譲といった要因により、行政の施策・事務は多様化・拡大化しています。また、従来の地縁を中心としたコミュニティ組織と都市的なコミュニティ組織の違い、個としての地域社会に対する意識の違いなどにより、地域の位置付けが複雑化しています。そのため、市民ニーズや地域の課題・問題に対応する、効率的な行政運営組織を不断に見直すことが重要であると考え、第2号として表現しました。

(第3号について)

- ・市民からの相談、意見、要望等は、行政にとって市民ニーズを把握することができる大切な情報であります。市民の相談等に誠実かつ迅速に対応することはもとより、その情報から地域の課題・問題点を整理し、行政サービスの向上につなげていく責務を持つことを、第3号として表現しました。

(情報の公開)

第14条 行政は、市政に関する情報を適正に公開又は提供するとともに、市民にわかりやすく説明しなければなりません。

【解説】

- ・第4条の「自治の基本理念」の「公正で開かれた市政」と第5条の「市政運営の基本原則」の「情報共有」に基づき、行政が持つ市政情報について適正に公開し、提供することを定め、市民への説明責任を果たす義務として、情報の公開について規定しました。
- ・市政情報を公開又は提供することで、市民が市政情報を共有化することは、市民との協働による市政運営のスタートとなるものです。市政情報を、わかりやすく、また、様々な媒体を利用して発信することで、多くの市民が市政に関心を持ち、そして、市政に参加する

ための説明責任の充実を行うことが必要であると考えます。

〔関係条例〕

- ・海老名市情報公開条例

(個人情報の保護)

第15条 行政は、保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人の権利利益の保護に最大限に配慮しなければなりません。

【解説】

- ・行政が、その保有する個人情報を適切に取り扱い、行政として行わなければならない個人の権利利益の保護に最大限配慮することを表現しています。なお、「個人情報」の保護につきましては、海老名市個人情報保護条例により具体的に制度化されています。
- ・個人情報は、慎重かつ適正に管理・保護されなければならないものであります。また、市民の信頼を損なうことがないよう、行政として個人情報を保有する重要性を常に意識し、管理体制の充実に努め、個人の権利利益を保護することに配慮することが必要であることを表現しました。

〔関係法令等〕

- ・地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）
「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」
- ・個人情報保護法
- ・海老名市個人情報保護条例

○第6章 行財政の制度と運用

(総合計画)

第16条 行政は、市民と協働して長期的かつ総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を定め、それに基づく行政運営を行わなければなりません。

2 前項の計画を推進するに当たり、行政はその内容及び進捗状況を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

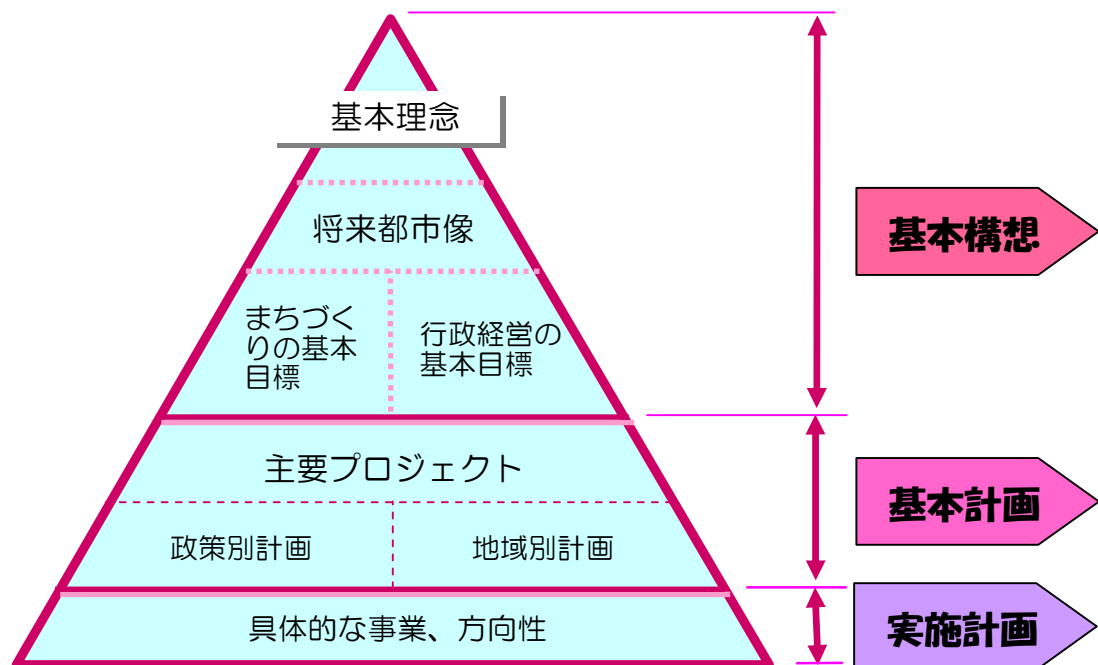
【解説】

- ・総合計画は、海老名市の発展のために立てられる長期的な地域社会の経営の基本となるもの、また、総合的かつ計画的な行政運営の基本（＝各種具体的計画の基本）となるものです。

そのため、総合計画に係る基本構想については、市議会の議決を経なければならないこととなっています。行政は、この市政運営に係る重要な計画の策定に際し、本条例の基本原則としている市民との「協働」により定めていくことを義務化した表現としています（第5条「市政運営の基本原則」の「協働」に対応しています）。

また、行政は、総合計画の進捗状況等について市民への説明責任を果たす義務があることを第2項に規定しています。

〔総合計画の構成例〕



〔関係法令等〕

地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務の処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

(財政運営)

第17条 行政は、総合計画に基づき、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性の確保に努めなければなりません。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

【解説】

- ・海老名市の行政運営の基幹である財政運営について、海老名市の総合計画に基づき、限りある財源を効率的かつ効果的に活用し市民福祉の向上を図ること、合わせて、財政の健全性の確保に努めることを表現しています。

地方公共団体の財政が多額の公債に依存している実情により地方分権化の一つである税源移譲が進められていることや、変化する経済情勢による歳入の不安定から、海老名市の財政状況は常に健全であることが求められています。都市基盤整備への投資や少子高齢化対策等、市民ニーズに対応した十分な行政サービスを行なうためには、限りある財源を効率的かつ効果的に、また、長期的視点にたって運用しなければなりません。そのため、財政運営に関する情報を市民に公表し説明責任を果たすことで、市民が海老名市の財政状況を把握することができるようにすることは、市政運営の執行機関である市長の義務であることとしています。

(行政評価)

第18条 行政は、総合計画に基づく事業の成果を測定するための行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。

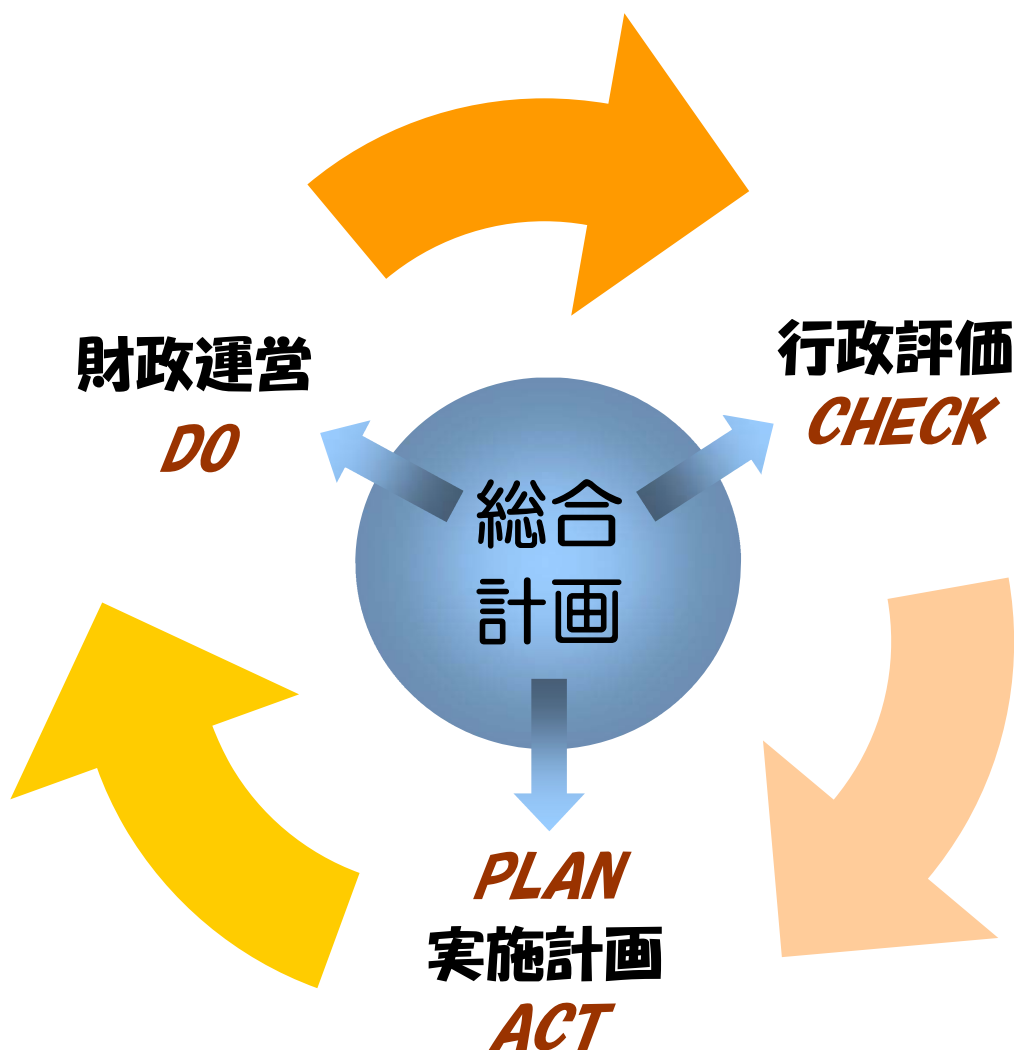
2 行政は、前項に規定する行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映していくよう努めなければなりません。

【解説】

- ・総合計画に基づく事務事業の成果を測定する「行政評価」について決めました。
- ・総合計画は長期的な地域社会の経営の基本です。行政は、その総合計画に基づいた事業について、より客観的な視点による評価を行い、各種事業の進捗状況や効果等をわかりやすく数値的に市民に公表することで、市民への説明責任を果たす必要があることから本規定を定めました。本評価結果は、総合計画にかかる事業の推進や見直し（事業の重点施策化（スクラップ・アンド・ビルド））、第17条で規定している財政運営の健全性の確保につながる予算措置への反映等の大きな判断材料となるものであります。

なお、努力義務規定とした理由は、現行の行政評価方法は、その手法等の開発が図られていることから制度として確立されたものではないこと、また、評価結果が数値的な指標として出されるものであることから、その結果のみで総合計画の推進・予算編成・執行体制の整備に反映させることは難しいと判断したことによります。

〔総合計画・財政運営・行政評価の関係（イメージ）〕



(行政手続)

第19条 行政は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続を確保するよう努めなければなりません。

【解説】

・行政が行う処分や手続き等といった行政手続について、公正さを確保し、かつ透明性の向上を図るとともに、適正に取り扱うことで市民の権利利益を保護することを表現しています。なお、「行政手続」につきましては、海老名市行政手続条例により具体的に制度化されています。

〔関係法令等〕

・行政手続法

- ・神奈川県行政手続条例
- ・海老名市行政手続条例

(市民参加)

第20条 行政は、市民の市政に参加する権利を保障し、多様な市民参加制度を講じなければなりません。

【解説】

- ・第5条の「市政運営の基本原則」の「市民参加」に基づき、市民が市政に参加する制度を保障する内容について、概念的・理念的に表現しています。自治の主体である市民が市政に参加する権利について行政は保障し、そして、市民が参加しやすい制度を作ることを明確化したものです。なお、「市民参加」制度につきましては、海老名市市民参加条例により具体的に制度化されています。



海老名市市民参加条例

市民参加手法についての規定を定めた県内初の条例です。市民公募委員会を中心とした条例策定懇話会により検討が重ねられ、平成17年第1回市議会定例会で可決後、同年10月3日から施行されています。

(住民投票)

- 第21条 市長は、市政の特に重要な事項について広く市民の意向を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。
- 2 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する直接請求に準じ、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
 - 3 市議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
 - 4 第1項及び第2項に規定する住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めなければなりません。

【解説】

地方自治の基本は、市長と市議会による二元代表制であり、その両者が責任を持って判断し、市民への説明責任を果たすことにあります。住民投票制度は、住民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、その二元代表制を補完するものですが、市政や住民生活に大きな影響を及ぼす事項を判断するにあたり、住民の意思を直接問うものであることから、対象となる事案の検討や投票権を有する者の範囲の検討等、十分な議論が必要となると考えます。

〔規定内容について〕

①住民投票の実施について(第1項)

地方自治法上、住民投票制度は明記されていません（一部地域に限定される法律の制定の場合を除きます）。そのため、本条例で住民投票を制度的に保障するものとして、住民投票制度の実施について規定しました

なお、住民投票の実施者は「市長」としていますが、これは、住民投票を実際に実施する際には、現在行われている選挙制度と同様の手続きが行なわれることが想定されることから、実施者を「市長」とすることが現実的にも妥当であるとの判断から表現しました。

②市民が住民投票の実施を請求することについて(第2項)

本条では、住民投票制度の実施者は市長とし、住民投票を行う際には別に条例を定めることとしています。その住民投票の実施について、地方自治法に基づいた市民（選挙権を有する者）の直接請求権に準じ、市長に請求することができることを表現しました。

なお、実施する場合は、第4項で定めています条例を制定することとなります。

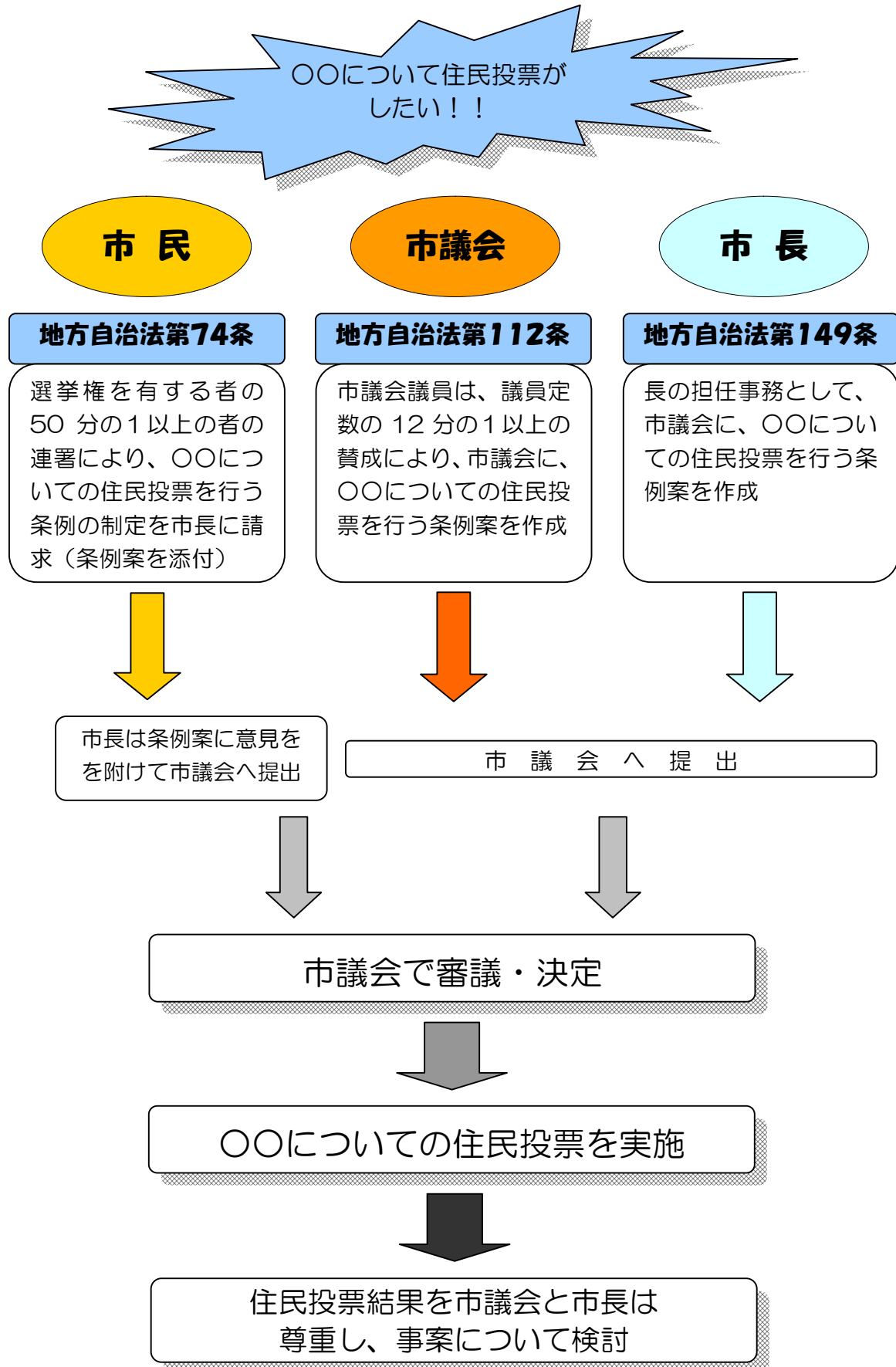
③住民投票結果は尊重されるものであることについて(第3項)

市議会や市長は住民投票の結果を尊重しなければならず、その上で意思決定を行うことについて決めました。なお、「尊重」することとした理由については、市議会が持つ審議権や市長が持つ提案権が地方自治法上定められているものであり、その権利を侵すことがないようにするものであります。住民投票結果は市議会や市長の意思決定を拘束するものではありませんが、その結果に基づいた政策的判断がなされるものと考えます。

④住民投票の実施に当たっては、その事案ごとに条例を定めることについて(第4項)

住民投票結果は、市民生活に大きな影響を及ぼすものであります。そのため、住民投票を実施する場合には、その住民投票の目的や投票対象者の範囲・投票方法といった手続き等をその事案ごとに条例で定めることで、住民投票結果がより妥当性・正当性を持つものとする必要がありますので、一つの住民投票の実施に対して、必ず一つの住民投票条例が作られることを決めました。また、条例であることから立法機関である市議会での議決を経ることになりますので、二元代表制によるチェック機能が働くものとなります。

〔住民投票を行うまでのフロー(概要)〕



(安全確保)

第22条 行政は、緊急の事態等から、市民の生命、身体及び財産の安全性を確保するための体制の整備に努めなければなりません。

2 市民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、互いに協力し、助け合うよう努めなければなりません。

【解説】

- ・安全・安心対策は生活を行う上での基本であり、また、海老名市の自治を進める上での基本となります。予期せぬ大規模災害や人的災害等の発生時には、市民、行政その他関係者の相互協力による対応が不可欠であり、その中で、行政はその体制の整備に努めること、市民は自助・共助による安全確保に努めることで、海老名市の災害時等における安全を確保することを定めています。

〔関係法令等〕

海老名市地域防災計画

○第7章 連携等

(他の自治体との広域連携)

第23条 海老名市は、他の自治体と連携して、行政サービス、大規模災害その他共通する行政課題の広域的解決に取り組むよう努めるものとします。

【解説】

- ・市民ニーズの多様化や生活習慣等の変化により、行政区域を越えた行政サービスの提供が求められています。海老名市のみでの解決が難しく、他自治体と共通の課題となるものについては、関係自治体と解決方法に取り組んでいくことを表現しています。

(国及び県との関係)

第24条 海老名市は、国及び県に対して制度、政策等の改善、役割分担及び財源配分の適正化に向けた取り組みを積極的に行うとともに、対等かつ必要な協力関係を築くものとします。

【解説】

- ・地方分権化の流れにより、国や県と対等の関係に位置付けられたことから、海老名市としての自主性・自立性を確保するため、国や県が行う制度や政策、財源配分等に対して積極的に意見を述べる必要があります。そのため、自立した自治体であることを国及び県に対して宣言的な規定を定めました。

4 条例制定までの検討経緯

平成17年度

- 7月 海老名市自治基本条例策定検討委員会 設置
- 2月 市民へのアンケート調査 実施

提
言
書
の
作
成

平成18年度

- 7月 海老名市自治基本条例策定検討委員会による条例骨子案提言書 提出
- 7月 海老名市自治基本条例庁内検討委員会 設置
- 11月 海老名市自治基本条例庁内検討委員会による条例素案中間報告 作成
(海老名市議会総務常任委員会との意見交換)

条
例
素
案
の
作
成

平成19年度

- 4月 海老名市自治基本条例素案 作成
- 5月 海老名市自治基本条例素案に関するパブリックコメント 実施
(パブリックコメント結果に基づく条例素案の見直し)
- 8月 海老名市自治基本条例案 作成
- 8月 海老名市議会定例会へ海老名市自治基本条例 提出
(市議会での審議)
- 9月 海老名市議会で条例可決(一部修正:第21条関係)
- 10月1日 海老名市自治基本条例 施行

条
例
案
の
作
成
・
審
議

施
行

海老名市 企画部企画政策課企画政策担当

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 電話：046-231-2111（代表）

Fax：046-233-9118（代表） E-mail：kikaku@city.ebina.kanagawa.jp